

～農業委員及び農地利用最適化推進委員 候補者の推薦と募集のお願い～

①農業委員候補者の推薦と募集

農地の集約化など農地利用の最適化の推進や農地法に基づく許認可などの業務をスムーズに進めるために、地域農業の担い手としてその状況をよく知っている方々に農業委員をお引き受けいただきたいことから、町では、次の要領で農業委員の候補者の推薦を求め、募集を行います。

1 受付期間

令和8年9月25日(金)～令和8年10月23日(金)

※役場開庁時間に限ります。

2 推薦・募集人数

推薦・募集人数 12人

3 応募の資格

推薦（3名以上の農業者又は団体）及び応募の候補者は、農業に関する見識を有する方で、次に該当する者は除きます。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処されている者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

※申込みのあった方については、美浜町農業委員候補者評価委員会を開き、選考を行います。

4 推薦・応募に必要な書類

- ・推薦の場合・・・美浜町農業委員会委員候補者推薦申込書
- ・応募の場合・・・美浜町農業委員会委員候補者応募申込書

いずれの書類も、美浜町役場農林水産建設課（農業委員会事務局）に備えています。

また、美浜町のホームページからもダウンロードできます。

5 書類の提出方法

提出先：美浜町役場農林水産建設課（農業委員会事務局）

受付期間内に、推薦を受ける方又は応募する方は持参によりご提出をお願いします。

6 その他

①農業委員の主な業務

「農地法等に基づいて農業委員会の権限に属させられた事項」や「農地の利用の最適化に関する事項」についての審議や現地調査が主な業務となります。農業委員会のほか、会議や研修などに出席していただきます。

②任期・報酬等

- ・任期は、令和9年3月18日から3年間。
- ・報酬や費用弁償は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。

②農地利用最適化推進委員候補者の推薦と募集

地域農業の相談役として地域の農業事情をよく知っている方々に推進委員をお引き受けいただきたいことから、農業委員会では、次の要領で推進委員の候補者の推薦を求め、募集を行います。

1 受付期間

令和8年9月25日（金）～ 令和8年10月23日（金）

※役場開庁時間に限ります。

2 推薦・募集の内訳

推薦・募集人数 3人

区域別、推薦・募集人数

区域名	区域の詳細	人数
第1地区	和田・三尾	2
第2地区	田井・吉原	1

3 応募の資格

推薦（3名以上の農業者又は団体）及び応募の候補者は、農業に関する見識を有する方で、次に該当する方は除きます。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処されている者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

※申込みのあった方については、美浜町農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開き、選考を行います。

4 推薦・応募に必要な書類

- ・推薦の場合・・・美浜町農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書
- ・応募の場合・・・美浜町農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

いずれの書類も、美浜町役場農林水産建設課（農業委員会事務局）に備えています。

また、美浜町のホームページからもダウンロードできます。

5 書類の提出方法

提出先：美浜町役場農林水産建設課（農業委員会事務局）

受付期間内に、推薦を受ける方又は応募する方は持参によりご提出をお願いします。

6 その他

①推進委員の主な業務

推進委員は、農業委員と協力しながら、担当する区域での農地の集約化など農地利用の最適化の推進や農地法に基づく許認可に伴う現地確認などの業務を行っていただきます。農業委員会のほか、会議や研修などに出席していただきます。

②任期・報酬等

- ・任期は、令和9年3月18日から3年間。
- ・報酬や費用弁償は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。

問い合わせ先
美浜町役場農林水産建設課（農業委員会事務局）
TEL 0738-23-4951